

今月の特集

1. 住民票住所申出書の送付について
2. 厚生年金資格取得時の注意事項
3. 食事の現物給与の価額変更

1. 住民票住所申出書の送付について

平成 28 年 1 月に施行されるマイナンバー制度の円滑な導入に向け、現在日本年金機構にて制度導入時にマイナンバーに変換される住民票コードを基礎年金番号に収録する取り組みが行われています。

■住民票コード収録の目的

- ①ご本人にとって
 - ・基礎年金番号を忘れてしまっても、確実に基礎年金番号の持ち主の特定が可能です。
 - ・年金加入履歴の分散をなくし、将来の適正な給付につながります。
 - ・退職、転職された場合も年金機構では住民票コードを基に正しい住所確認が可能となり、ねんきん定期便や年金裁定請求書等、年金を受け取るための必要な通知のご案内が適正に行えます。
- ②事業主の方々にとって
 - ・平成 29 年 1 月以降のマイナンバーによる年金の各種申請・届出について、当初から円滑に事務処理を進めることが可能になります。

- ・住所等の変更時の年金機構への届出手続きの簡素化が検討されています。

■住民票コード収録に基づく今後の取組み

- ①本人への「住民票住所申出書」の送付
基礎年金番号に住民票コードの収録が出来ていない従業員及び被扶養配偶者へ「住民票住所申出書」が年金機構より平成 27 年 5 月に送付される予定です。
- ②事業主への宛所不明者一覧の送付
 - ①のうち宛所不明等で未送達となった方等に、平成 27 年 12 月に対象者の一覧を事業主へ送付する予定です。

事業主の方々につきましては「住民票住所申出書」の送付について従業員への事前の周知等ご準備をお願い致します。

2. 厚生年金資格取得時の注意事項

マイナンバーの導入に向けた取り組みとして、平成 26 年 10 月より厚生年金の資格取得手続きの取り扱いに一部変更が生じております。事業主の方におかれましては今一度変更点をご確認のうえ適正なお手続きをお願い致します。

■基礎年金番号が確認出来ない場合

- ①住民票上の住所以外に郵便物の届く住所がある場合、被保険者住所欄に郵便物の届く住所を記入し、且つ備考欄に住民票上の住所の記入が必要となります。
- ②住民票上の住所以外に郵便物の届く住所がない場合、被保険者住所欄に住民票上の住所の記入が必要となります。
- ③上記、①②に加え、資格取得届の際に、必ず「年

金手帳再交付申請書」を併せてご提出ください。基礎年金番号をお持ちになったことがない方は「年金手帳再交付申請書」の提出は不要です。

基礎年金番号を事業主の方において確認できない場合は、本人確認のうえご記入いただく住民票上の住所をもとに日本年金機構で住民基本台帳ネットワークシステムへ本人照会をし、確認を行っています。基礎年金番号が不明な方は、従来資格取得届の備考欄へ運転免許証等で本人確認をしていただいたことを記入する必要がありましたが、平成 27 年 10 月以降は備考欄への確認結果の記入は不要となりましたので事業主の方につきましてはご承知おき下さい。

3. 食事の現物給与の価額変更

平成 27 年 4 月 1 日から厚生労働省により食事の現物給与の価額が改定されています。

■現物給与とは

給与は金銭で支給されるのが一般的ですが、社宅や寮など住宅の貸与、食事、自社製品、通勤定期券などで支給するものが現物給与にあたります。

■月額変更（随時改定）への影響

現物給与で支給するものがある場合は、その現物を通貨に換算し、他の金銭と合算して標準報酬月額決定を行う必要があります。

また、現物給与額は固定的賃金に該当するため、随時改定の要件を満たす方は現物給与額の変動をもとに被保険者報酬月額変更届が必要になる場合がありますのでご注意ください。

■その他注意点

- ①4 月 1 日から適用される現物給与については、給与の締め日が月の途中であっても、締め日は考慮せず、1 か月分の報酬として計算します。
例えば、4 月分給与が 15 日締め・当月 20 日支払の場合、現物給与は 4 月 1 日から 4 月 30

日の 1 か月分として計算し、4 月 20 日の給与と合算をおこなうこととなります。

②食事の現物給与価額について、給与から食事代を徴収している場合の計算方法は以下 2 つのパターンがあります。

- ・現物給与価額の 3 分の 2 未満の価額を食事代として徴収する場合、現物給与の価額から食事代の徴収額を引いた価額が現物給与価額となります。
- ・現物給与価額の 3 分の 2 以上の価額を食事代として徴収する場合、現物による食事の供与はないものとして取扱います。



事業主の方におかれましては年度更新の処理を進めている最中と思います。平成 27 年度は 3 年に一度の労働保険料の改定が行われる年となり、料率が改定された企業様もあることでしょうか。弊社も年度更新、算定と社会保険業務の中でもメインの時期に入っており、繁忙時期となりますが、正確な処理、スピードを意識してお客様へより良いサービスのご提供に邁進して参ります。



【発行元】SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス
〒170-0005
東京都豊島区南大塚 3-32-1 大塚 S&S ビル 5 階
Tel : (03) 6831-3310